

群馬県最低賃金

78円UP!

1,063円

時間額

令和8年3月1日発効



厚生労働省 たしかめたん



チェックマン

賃金引き上げの支援策をご活用ください！

厚生労働省「業務改善助成金」

令和8年1月31日までに事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業を対象に、その費用の一部を助成します。

- ▶業務改善助成金コールセンター ☎ 0120-366-440
- ▶申請先：群馬労働局雇用環境・均等室 ☎ 027-896-4739



群馬県「ぐんま賃上げ促進支援金」

令和7年12月31日までに従業員の賃金を一定額以上引き上げた県内の中小企業等を対象に、最大200万円（最大40人分）を支給します。

- ▶ぐんま賃上げ促進支援金事業事務局 ☎ 050-6883-8771
- ▶申請期限：令和8年1月31日（土）
- ▶申請先：特設サイトから申請してください。



最低賃金

- ◇年齢に関係なくパートや学生アルバイトなどを含む、群馬県で働く全ての労働者に適用！
- ◇最低賃金未滿の労働契約は、無効！最低賃金額が適用！
- ◇都道府県ごとに決められ、毎年改正検討！
- ◇産業によっては、特定最低賃金が適用！
- ◇地域別最低賃金の不払は50万円以下の罰金！

最低賃金の比較方法

- 1 時間給の場合 $\text{時間給} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$
- 2 日給の場合 $\text{日給} \div \text{1日の平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$
- 3 月給の場合 $\text{月給} \div \text{1か月の平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$
- 4 上記1~3の組み合わせの場合
例えば基本給が時間給制で各手当
(職務手当など) が月給制などの場合
それぞれ上記の1、3の式により時間額
を換算し、それらを合計したものを最低
賃金額(時間額)と比較します。

最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の日への労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当



正社員、パート、アルバイトなど、
年齢に関係なく、学生さんも含め
働くすべての人と雇う人のためのルールです！

厚生労働省HP「賃上げ」支援助成金パッケージをチェック！

